

## ●香川県告示第60号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者が家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和7年3月21日

香川県知事 池 田 豊 人

### 1 実施の目的

令和7年香川県告示第54号から第59号までに掲げる疾病以外の監視伝染病の発生予防及び発生予防のため

### 2 実施する区域

香川県全域

### 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

知事が検査を必要と認める家畜

### 4 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 検査の方法

通常行う方法による検査